

教員免許更新制 Q & A

出典：「教員免許更新制Q & A」、「教員免許更新制のしくみ」
(文部科学省初等中等教育局教職員課)、「教員免許更新制の実施に係る関係省令等の整備について(通知)」他

I. 制度・受講対象者

1. 教員免許更新制の目的は何ですか。

免許更新制は、教員の皆さんが、定期的にその時々で必要な知識技能を身につけていただくことを目的としています。

学校や教員に対する国民の期待等に対応して、今後も専門職としての教員であり続けるために、最新の知識技能を身につけ、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ていただくための制度です。

また、免許状更新講習を受講することを通じて、教員の皆さんが定期的に大学等の学びの場に戻り、現場での経験の中で得られた課題への対応について、理論的に再構築することにより、今後の教育活動に役立てられることが期待されます。

2. 教員免許更新制の対象となる免許状の種類は何ですか。

教員免許更新制の対象となる免許状の種類は、普通免許状及び特別免許状です。臨時免許状については、もともと3年の期限の付された免許状であり、教員免許更新制の対象とはなりません。

3. 免許の更新に必要な講習は、誰でも受けられるのですか。

講習が受講できるのは、教員、採用内定者のほかに、過去に教員として勤務した経験がある者、臨時任用(または非常勤)教員リスト登載者などとなっています。

教員ではなく、また教員になる予定もない方は、免許状を持っていても受講できません。

4. 臨時任用(または非常勤)教員リストを学校単位で作成している場合、その者も受講対象となるのでしょうか。

任命権のある学校法人が認めれば受講対象者となります。

5. 受講できるかどうかは、誰が判断するのですか。

まず、受講申し込みの際に講習開設者においてチェックをすることになります。また、免許管理者においても、修了確認または有効期間の更新の際に最終的にチェックをします。なお、受講できる期間にあるかどうかについては、受講者の生年月日や免許状の有効期間から確認し、受講資格があるかどうかについては、身分証などにより本人確認を行うとともに、勤務する学校の校長、雇用しようとする者または臨時任用（または非常勤）教員リストに掲載している者が受講対象者であることを証明することとし、それを持って申し込むこととなります。

6. 受講対象者に年齢制限はあるのですか。また、大学が受講者に制限を設けることは可能ですか。

受講対象者には年齢制限はありません。また、大学の判断で受講対象者を制限することも可能ですが、文部科学省からも受講を希望する方をなるべく幅広く受け入れてもらうよう依頼しているところです。

II. 免許状更新講習

7. 免許状更新講習の内容を教えてください。

更新講習の内容は、大まかに以下の2つの内容になっています。

① 教育の最新事情に関する事項

「教職についての省察」「子どもの変化についての理解」「教育政策の動向についての理解」「学校の内外での連携協力についての理解」が主な内容となっています。

② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

各教科の指導法やその背景となる専門的内容、生徒指導等、幼児・児童・生徒に対する指導に係る各論的な内容が中心となっています。

8. 複数の免許を持っている場合、どの免許状の有効期間をもとに、また、どの免許状の種類をもとに更新講習を受講すればよいのですか。

持っている免許状の有効期限のうちもっとも遅いものがすべての免許の有効期限となり、複数の免許状を持っていても1回の更新講習の修了で全ての免許状が更新されることとなります。また、更新制導入前に免許の授与を受けた方についても、1回の更新講習の修了により次の10年間免許が有効に使えることとなります。

特別支援学校教諭免許状については、基礎免許状を対象とした30時間の講習の修了のみをもって有効期間の更新が認められることとなります。ただし、特別支援学校の教諭の免許状を持つ方については、なるべく特別支援学校教諭向けの講習を受講することが望ましいと考えています。

また、新免許状を有する者であって、2つ以上の免許状を有する者が免許状の有効期間を更新する場合には、「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」については、所持する免許状が教諭の免許状にあつては教諭を、養護教諭の免許状にあつては養護教諭を、栄養教諭の免許状にあつては栄養教諭を主な受講対象者とする免許状更新講習を履修する必要があります。一方、旧免許状を有する者が更新講習終了確認を受けようとする場合に、その者が教諭である場合にあつては教諭を、養護教諭である場合にあつては養護教諭を、栄養教諭である場合にあつては栄養教諭を主な受講対象者とする免許状更新講習を履修する必要があります。

9. 受講者はどのように講習を選択すればいいのですか？受講申込みは受講者本人が大学に対して行うのですか。

講習の開設者には、主な受講対象者を明示の上で講習を開設していただき、その対象者のニーズにあった講習を実施していただくことを予定しています。文部科学省のホームページにも必要な情報を掲載した更新講習一覧が設けられることになっております。

なお、受講の申し込みなどの手続きについては、基本的には個人で行っていただくこととなります。

10. 講習は、出身大学で受講しなければならないのですか。または、勤務する学校のある都道府県内の大学でしか受講できないのですか。

更新講習はどここの大学で受講していただいてもかまいません。各人の課題認識に合った更新講習を選択していただくこととなります。

11. 通信教育による更新講習を行うことを検討していますが、通信教育の受講のみで修了認定が可能ですか。スクーリングが必要ですか。

更新講習を受けること自体は通信や放送のみでも可能となっておりますが、修了認定試験については、本人であることを確認する必要がありますので、試験会場を受験していただく必要があると考えています。

12. 1時間は60分ですか。大学の授業時間（1時間＝45分）ですか？

1時間は60分です。

13. 講習に含める領域ごとの開設時間数はどのように定められるのですか。また、それぞれの最低時間数が定められるのですか。

領域ごとの開設時間数については、それぞれ教育の最新事情に関する事項については12時間、教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項は18時間となっております。

14. 受講料は一律に決まるのですか。大学が設定するのですか。

受講料については、開設者ごとに設定することになります。

15. 更新講習の受講料はどこに支払えばよいのでしょうか？

各人で更新講習開設者に直接支払っていただくことになります。

16. 離島やへき地などに勤務する教員の更新講習の受講について、国はどのような支援を検討しているのですか。

離島やへき地などに在住の方々の負担を軽減するため、文部科学省ではサテライト方式による講習の援助や、通信制や放送大学による開設などについても認める予定となっています。

17. 更新手数料は免許管理者が受講者から直接徴収するのですか。また、その金額は全国統一とするのですか。

更新手数料は免許管理者（都道府県教育委員会）において徴収することになります。手数料の基準を国から示される予定はありません。

18. 修了認定の基準とは、どの程度のものとなりますか。

修了認定（または一部の履修認定）は、文部科学大臣が告示する到達目標に掲げる内容について最低限の理解が得られていると認められる場合に認定されます。

19. 複数の大学で講習を受講した場合、修了認定の手続きはどうなりますか。

開設されている講習ごとに履修認定を行っていただくこととなります。受講者は、各講習の履修認定証明書を免許管理者に提出し、免許状の更新を受けることとなります。なお、「教育の最新事情に関する事項」については、いずれかの開設者でまとめて受講してください。

Ⅲ. 有効期間（修了確認期限）

20. 旧免許状を持つ者の最初の修了確認期限については、具体的にどう設定するのですか。

旧免許状を持っている者の最初の修了確認期限（更新講習を修了し、都道府県教育委員会の確認を受けなければいけない期限。）は、生年月日などに応じて省令に定められています。省令の内容は、例えば、平成23年3月31日が初回の修了確認期限となるのは、その日に35歳、45歳、55歳である方、次の平成24年3月31日が初回の修了確認期限となるのは、その日に35歳、45歳、55歳である方、という形で、平成33年度までの間にすべての旧免許状を持っている方に修了確認期限を割り振ることになっています。

21. 平成15年に免許状の授与に必要な資格を取得しましたが、免許状授与の申請を行っていませんでした。その後、平成23年に免許状授与の申請を行い、免許状を授与された場合は、その免許状の有効期間はどの時点から数えて10年後ですか。

免許状の有効期間は、免許状の授与に必要な教職課程の単位と学位を取得した時点から起算することになります。つまり、この場合においては平成15年から10年後が有効期間の満了日となります。

22. 免許状の有効期間の延長はどのような場合に認められるのですか。

①指導改善研修中である場合、②休職中である場合、③産休、育休、病気休暇、介護休暇中である場合、④地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっている場合、⑤海外派遣中である場合、⑥専修免許状の取得のための課程に在籍している場合、⑦教員となった日から有効期間の満了の日（または修了確認期限）までの期間が2年2ヶ月未満である場合、⑧その他免許管理者がやむを得ないと認める事由がある場合に、延長に係る申請手続きをすることにより、相当の期間を定めて、その有効期限の延長をすることができます。

23. 有効期間の延長はどのような取扱いになりますか。

延長に係る事情がなくなってから2年間の受講期間が確保されるように、延長する期間が定められています。

24. 特別支援学校教員免許状に、新たな領域の追加をした場合、有効期間が変更されますか。

有効期間は免許の「授与」の日から10年後の年度末までであり、特別支援領域の追加によって有効期間が変更されることはありません。また、旧免許状についても、領域の追加によって修了確認期限が延期されることはありません。

IV. 免除

25. 免許更新講習の受講が免除されるのはどのような人ですか。

①教員を指導する立場にある者として、校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者、免許状更新講習の講師となっている者、②文部科学大臣、教育委員会などから、各教科の指導法または生徒指導その他その者の所持する免許状に係る知識技能が優秀であることについて表彰を受けたことのある者が免除対象者になりますが、②については、優秀教員表彰を受けた後の1回のみが免除の対象となります。

26. 受講の免除者は更新講習の受講が免除されるだけであって、別に都道府県教育委員会への更新の申請を行わなければいけないのでしょうか。

そのとおりです。免除対象者であるということは、単に更新講習の受講・修了が免除されるということを意味し、免許管理者に更新の申請を行っていただくことが必要なことには変わりありません。

V. 更新

27. 免許状を紛失しているのですが、更新できますか。

免許状を紛失した場合でも、更新の手続時に授与証明などを添えて申請することにより、免許状の更新は可能です。

28. 免許状の氏名が旧姓のままですが、更新できますか。

可能です。旧姓のまま免許状の有効期間を更新することができます。更新証明書には現在の姓が表記されることとなります。

29. 免許状の更新手続を行う場合は都道府県教育委員会ならどこでも更新の申請をして良いのでしょうか？

更新の申請は免許管理者に行うこととなります。現職教員などである場合は勤務地の都道府県教育委員会、現職教員以外の方の場合は住所地の都道府県教育委員会になります。

VI. 授与・失効

30. 旧免許状を持っている人が更新講習を修了した場合、都道府県教育委員会は有効期間を定めた新免許状を新たに交付することとなるのですか。

更新制の導入前に授与された旧免許状を持っている方については、更新制導入後も有効期間を定められた免許状が授与されることはありません。修了確認期限に従って講習を修了していただくこととなります。

31. 教員採用後に、別表第3、第8などにより新たな所要資格を取得して免許状を授与されれば、更新講習を受講することなく退職する場合がありますか。

そのとおりです。新たな免許状の授与によって、教員に必要な最新の知識技能を修得しなおしたと認められますので、全ての免許状の有効期間が、最も遅く満了することとなるものに統一されることとなります。免許状を授与され続ければ、更新なく退職する場合があります。

32. 免許状が失効した場合、また大学に入学して単位を取り直さなければならぬのでしょうか。

免許状が失効した場合でも、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはなるわけではありません。したがって、改めて大学で教職課程を受講する必要はなく、更新講習を受講・修了するだけで、免許状は有効な状態に戻すことができます。

33. 旧免許状を持っている場合、教員として働いている者と働いていない者の免許状の扱いはどのように違うのでしょうか。

<現職教員の場合>

修了確認を受けられず、免許状が失効した場合はその免許状を免許管理者に返納する必要があります。単位と学位は引き続き活用できますので、その後、更新講習を修了すれば、新免許状が取得できます。

<現職教員以外の者の場合>

修了確認の義務が課されていないため、修了確認期限を過ぎても免許状は失効しませんが、そのままでは教壇に立つことはできません。修了確認期限を過ぎた後において教壇に立つためには、更新講習を修了することが必要となります。

34. 免許状が失効した場合（修了確認期限までに講習を修了していない場合）、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載はできなくなってしまうのでしょうか。

履歴書などに教員免許を所持している旨の記載をしていただくことは可能ですが、更新講習を受講する必要がある旨を併記していただく必要があると考えられます。

VII. 採用・失職

35. 更新講習を受講しなかったことによる失効と、非違行為を行ったことなどによる免許状の失効はどのように扱いが違うのでしょうか？

①更新講習を受講・修了しなかったことによる失効と、②教育職員免許法第10条、第11条に基づく非違行為などによる失効とは別のものです。②の場合はその後3年間は新たな免許状の授与を受けることができませんが、①の場合は更新講習を受講・修了するだけでいつでも有効な免許状の授与を受けることができます。

36. 講師などの任用に当たって、教員免許状が有効であることが条件となると、急に教員を採用する必要がある場合に対応することができるか心配です。任用が円滑に行われるよう配慮してください。

臨時任用教員リストなどに登載されれば講習を受講できることとなりますので、任命権者においてリスト登載者に講習の受講を促す必要があります。なお、通信制による講習の開設を認めることなど、受講しやすい環境が整備される予定になっています。

37. 教員が定年退職後、再任用を希望する場合は、どうすればよいのですか。

旧免許状持っている方の場合は修了確認期限前、新免許状を持っている方の場合は有効期間の満了前であれば、免許状は有効であり、そのまま再任用が可能です。ただし、修了確認期限を経過している方や有効期間の満了によって免許状が失効している方は、受講資格を得た上、更新講習を受講し、修了する必要があります。

38. 免許状更新講習の修了認定が受けられなかった場合、教員は失職するのですか。

教員免許状を持っていなければ失職することとなります。

39. 免許の失効した退職者を任用するような場合に、臨時免許状を発行することは可能ですか。

退職者についても、臨時任用教員のリストなどに掲載することにより、採用内定前の受講が可能となります。そもそも臨時免許状は普通免許状を持っている方を採用できない場合のみ授与できるものであるとともに、その授与及びその任用は、あくまで緊急対応的な措置となります。

VIII. その他

40. 講習を受ける際の公立学校教員の服務上の位置付けはどのようになるのでしょうか。

文部科学省の見解としては、免許状の有効期間の更新は個人の資格にかかるものであるものの、服務監督権者の判断で職務専念義務を免除することはできるとしていますが、一方で授業時間のある時間帯において職務専念義務を免除することは適切でないとしています。